

## 大津市入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市が発注する工事又は委託（測量並びに工事に係る補償積算、調査及び設計の委託に限る。以下同じ。）に係る入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）の参加者（以下「入札参加者」という。）が本市に対し積算疑義を申し立てる場合の手続を定めることにより、入札手続の透明性及び公正性を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「積算疑義」とは、本市が発注する工事又は委託に係る入札において入札実施前に公表された設計図書に含まれる設計書についての積算上の疑義（入札実施前に本市に質問を行うことにより確認することが可能であったと認められるものを除く。）であって、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しないものをいう。

(申立ての手続)

**第3条** 入札参加者は、積算疑義があると思料するときは、市長に対し、その旨を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立て（以下「積算疑義の申立て」という。）は、当該入札に係る開札結果を本市が公表した日の翌日（その日が大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後の最初の市の休日でない日）の午後3時までに行わなければならない。

3 入札参加者は、積算疑義の申立てを行おうとするときは、疑義申立書（様式第1号）に積算疑義があると思料する事項について自ら積算した結果その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(他の入札参加者への通知)

**第4条** 市長は、疑義申立書を受理したときは、当該入札に係る全ての入札参加者に対し、疑義申立通知書（様式第2号）により、積算疑義の申立てがあった旨を通知するものとする。

(申立てに対する確認の結果の通知)

**第5条** 市長は、積算疑義の申立てに係る設計書の積算内容の確認を完了したときは、当該積算疑義の申立てをした者を含む当該入札に係る全ての入札参加者に対し、当該確認の結果を、疑義申立てに対する確認結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(準用等)

**第6条** 前3条の規定は、本市が発注する工事又は委託に係る入札の予定価格、最低制限価格、調査基準価格、数値的判断基準価格等の設定の疑義について準用する。

2 本市が発注する工事又は委託であって見積合わせを実施した上で随意契約を締結するものに係る設計図書に含まれる設計書についての積算上の疑義については、この要綱に定める手続の例により、市長に対する申立てをすることができる。

(その他)

**第7条** この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月9日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申立者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

### 疑義申立書

次の工事又は委託に係る入札について、設計書の積算上の疑義があるので、大津市入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱第3条第1項の規定により、申し立てます。

工事又は委託業務の名称			
入札日		年 月 日	
申立て理由及び疑義内容			
担当者氏名		連絡先	

備考

- 1 申立て理由及び疑義内容の欄には、積算疑義に関する具体的な項目を記載してください。
- 2 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。
- 3 疑義の申立てができる者は、入札参加者に限ります。
- 4 疑義の申立ての期限は、本市が開札結果を公開した日の翌日の午後3時まで（申立て期限日が大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日にあたる場合は、当該休日の翌開庁日の午後3時まで）とします。この期限を過ぎた申立ては、受け付けません。

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

疑 義 申 立 通 知 書

次の工事又は委託に係る入札について、入札参加者から設計書の積算上の疑義の申立てがありましたので、大津市入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱第4条の規定により通知します。

なお、当該申立てを受けて積算内容を確認するため、落札候補者又は落札者の決定及び開札結果の公表を延期します。

工事又は委託業務の名称	
入 札 日	年 月 日
疑義申立書受付日時	年 月 日 時 分

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長

疑義申立てに対する確認結果通知書

年 月 日付けで申立てのあった次の工事又は委託に係る入札についての設計書の積算上の疑義について、設計書の積算内容を確認したので、大津市入札に係る積算疑義申立て手続に関する要綱第5条の規定に基づき、その結果を通知します。

工事又は委託業務の名称	
入 札 日	年 月 日
確認の結果の内容	